

お客さま各位

永和信用金庫

未利用口座管理手数料新設と各種預金規定の改定について

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、口座の不正利用防止の観点等から「未利用口座管理手数料」を新設し、2021年4月1日以降に新規開設される普通預金口座・貯蓄預金口座から導入させていただくこととしました。

本手数料はあくまで、2021年4月1日以降に開設され、未利用状態となった普通預金口座・貯蓄預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、通常の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの普通預金口座・貯蓄預金口座、また、後見制度支援預金口座は対象外です。

なお、本手数料の対象となったお客さまの口座におかれましては、口座の利用再開、または今後ご利用予定のない場合は、不正利用防止の観点から解約のご検討をお願いいたします。

【未利用口座管理手数料の対象となる口座】

以下の①～⑤のすべてに該当する普通預金口座を対象といたします。

①	2021年4月1日以降に開設された普通預金口座・貯蓄預金口座であること。
②	最後のお預入れまたは払戻し（普通預金のお利息に元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座・貯蓄預金口座であること。
③	当該の普通預金口座・貯蓄預金口座の残高が1万円未満であること。
④	同一支店で、定期性預金・投資信託・国債・外貨預金・保険等預かり資産のお取引がないこと。
⑤	同一支店でお借入がないこと。

※通帳等紛失等によりご利用を停止されている普通預金口座・貯蓄預金口座も含まれます。

※普通預金口座には、総合口座・決済用普通預金を含みます。

【手数料徴求時のご案内について】

●上記①～⑤のすべてに該当する口座となった場合、口座名義人に対し文書にてお届出の住所に「ご案内」を送付します。

※送付した「ご案内」が延着し、または到着しなかった時でも、通常到着すべき時に到達したものとみなします。

●案内後、一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引がない場合に、未利用口座管理手数料として1,200円（年間・消費税別）を当該口座から引落しいたします。

●翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は手数料の対象となります。

【口座の自動解約について】

●手数料引落しの際に口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部とさせていただき、当該口座を自動的に解約します。

●この場合は口座残高以上のご負担および自動解約した後の手続きは必要ございません。

●ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、解約した口座の再利用には応じかねますので予めご了承下さい。

【各種預金規定の改定について】

未利用口座管理手数料の新設に伴い、下記の預金規定を改定いたします。

改定日	2021年4月1日
未利用口座管理手数料新設が追記される預金規定	普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（総合口座）
	普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（個人・法人）
	貯蓄預金規定（個人限定）

※本新設規定の追加により、「普通預金（無利息型普通預金含む）、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定」を廃止し、各預金規定に共通事項を組入れます。

【預金規定追記内容について】

（手数料の取扱い）

（1）未利用口座

①2021年4月1日以降に開設した預金口座は、最終異動日（未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上一度も預入れまたは払戻しができない場合は、未利用口座として取扱います。

（2）未利用口座管理手数料

①未利用口座管理手数料（以下、「管理手数料」という。）は、前項の未利用口座が対象となります。

②管理手数料は、当金庫ホームページ等に別途表示します。

③この預金口座が未利用口座となり、かつ、預金残高が10,000円に満たないときは、この預金口座から払戻請求書等によることなく、管理手数料の引落しができるものとします。

④預金残高が管理手数料の額に満たずに、管理手数料の引落しが不能となった口座については、預金残高を管理手数料の一部としていただき、通知することなく解約することができるものとします。

⑤一旦引落しとなり、お支払いいただいた管理手数料は、ご返却いたしません。

⑥原則、管理手数料の領収書は発行いたしません。

（3）その他手数料

①この預金の取引に関する手数料が、改定または新設された場合にも、この預金口座から払戻請求書等によることなく、当該手数料の引落しができるものとします。

②前項の規定にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合は、当金庫はこの預金口座を解約することができるものとします。

当金庫では、ご利用のない口座に対する口座管理手数料をご負担いただくことにより、今後もお客さまにご満足いただけますよう、サービスの維持向上に努めてまいります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本件に対するお問い合わせは、お取引店までお願いします。

以上